

山梨県文化財保存活用大綱策定委員会

委員構成

- 文化財保護審議会委員 会長、副会長、部会長等 6名
- 市町村 文化財保護行政担当課長 6名
- 民間団体 (公社) やまなし観光推進機構 1名

開催経過

第1回 山梨県文化財保存活用大綱策定委員会

(令和元年7月30日開催)

- 文化財保存活用大綱策定委員会について
- 委員会開催スケジュールについて
- 文化財保護法改正の概要について
- 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱等の策定等に関する指針について
- 文化財の保存と活用に関する市町村の状況について
- 山梨県の観光の状況について

第2回 山梨県文化財保存活用大綱策定委員会

(令和元年12月18日開催)

- 文化財の保存・活用に関する主な問題点・課題について
- 文化財の保存・活用に関する方向性について
- 文化財の保存・活用に関する取り組みの方針について

第3回 山梨県文化財保存活用大綱策定委員会

(令和2年3月10～11日 (書面会議))

- 文化財保存活用大綱素案について

主な意見

第1回策定委員会

※市町村の状況をふまえた自由意見

継承・維持管理に関すること

- 地域のアイデンティティーを確立するということが大切。地域への誇りや愛情を持つという差別性、そうしたことから郷土愛に繋げていくという考え方が、文化財の継承に繋がっていく。

- 郷土の人たちが今は誇りを持っていなくても、外から注目されることによって、これは凄いものなんだ、という自覚を持つことができる、そのような環境が、到来している。
- 文化財は、その国、その地域における生活文化のひとつの象徴。文化財を、現在の生活のなかにどのように活かすことができるか。例えば、お祭りをやるということは、一つは地域の共通意識、連帯感、そういうものが作られるので、その人口も落ち着いてくる。

文化財の価値の共有化に関すること

- 文化財は、単に観光のためにあるのではなくて、地域住民にとっての誇りになれるかなれないかが大切。地域の人たちが誇りにも思わないような物を、観光客が観に来るわけがない。
- 県や市町村が、文化財に対するセミナーとか、教えるための努力をしているかということが、今後、実際に活用されるか、ということに繋がる。
- 山梨県は非常に自然が豊かで、絶滅危惧種の植物も沢山あるが、地域の人たちがそれを知らないこともある。そうした情報が外に伝われば、一遍に乱獲されてしまう。その地域の文化財は、その地域で守ることが一番基本である。
- 文化財の保存がなされていることを基本に、その文化財に愛情を持って、それを語れるプロ、またはボランティアなど、そうした人たちがいて、きちんと説明ができるような状態になっているということが望ましいあるべき姿である。
- 地域の人材をいかに活用するか。町の教育委員会でも専門の職員がいてもひとつの分野だけ。それぞれの分野の人材の育成が必要となっている。

活用に関すること

- 日本遺産のように、文化財にストーリー性が求められるなかで、どうしても人文系の文化財が主となることが多いが、自然系の要素をもっと取り入れることができれば、より豊かなストーリーが展開できるのではないか。
- 天然記念物を、保存しながら活用するとしたときに、もう少しターゲットを明確にした方がよい。例えば、本県の山岳地域でいえば、南アルプスエコパークの高標高ではなく、途中の中標高や低標高にある良いもの、また、昇仙峡など人がわりと訪れやすいところの宝を、人文系の要素と結びつける工夫をしながら活かしていく、そうした活用が考えられる。
- 文化財の活用ということでは、文化振興にどうつなげていくか、観光振興にどうつなげていくか、地域振興にどうつなげていくか、もう一つは産業の振興ということがある。
- 必ずしも富士山だけでお客さんが来ているわけではなくて、例えば文化的なこと

に興味を持って来ているというのが、最近のインバウンドの傾向としてある。

- デーヴィッド・アトキンソン氏が指摘するとおり、衰退した伝統的な産業に変わって、観光業というのを地域の一つの産業として根付かせることで、ヒトやカネを生み出して、文化財を支える、そういう仕組みに転換をしていくべきである。
- 文化財を保存しながらきちんと見せられる形にして、それをPRしていくことが大事。文化財保護法の改正も、そうした流れにある。
- 文化財保護法の改正は、滅失の危険性があるとか、散逸の防止とか確実な継承という趣旨であるので、活用といったときに、観光活用一本に向かわないような方向性が、大綱の中に盛り込まれれば、市町村の地域計画にも反映しやすい

その他

- 新たに求められることとして、例えば文化財の建造物や史跡など、そうしたものを中心に街づくりや景観形成を進めていくという流れがある
- 県民の文化財の地域性というのを明確にして、後はターゲットをインバウンドと日本人ということで分析して、大綱を作ってほしい。
- 博物館施設をもっているが、職員が足りているかといえば足りていない。どこの市町村も人材は厳しいので、専門的人材の育成や確保という記載が必要である。

第2回策定委員会

文化財の保存・活用に関する主な問題点・課題

- 住民が地域にある文化財に対する理解を深め、価値の共有化を図るためには、各自治体或いは県が、今までにどのような働きかけをしてきたのか、何故、それが十分に出来ていなかったのかが問題。
- 文化財行政の専門スキルを持つ職員の確保というだけではなく、そうした価値の共有化を図るためのソフト事業、或いはプログラムとか、専門職員の意識啓発であるとか、支援の仕組みであるとか、そうした事も課題としてあげた方がいい。
- 埋蔵文化財を専門とする職員が、調査研究をしながら、活用を図っていくということは、職員が不足気味のなかで難しい。特定の分野の専門性をもつ職員とは別に、公報とか活用を図るための専門の職員が必要ではないか。
- 公報などの専門スキルを持つ職員をどう考えていったらいいのか。これまでのように、スキルのない教育委員会の職員が行うのでは、異動で人が入れ替わり、継続性を持って取り組めないのが難しい。そうした面を課題としてとらえていくことがよい。
- 文化財行政の専門スキルと書くどうしても調査とか研究とか、そうした専門職員と捉えがちだと思うが、文化財の活用のための専門スキルとか専門職員とか、そ

うという視点が今後必要だし、また問題提起として明示していきたい。

- 調査だけではなくて、いわゆる文化財行政全般、特に活用を充分に行えるような体制を作ることが必要。
- 市では、今年から組織の中に文化財活用係という組織を設け、観光畑の事務職員を一人配置して、企画等をその職員が行っているが、予算に限りがあることから、結局は講演とか、費用が定額ですむことを行うことになる。地域散策の実施ということであれば、やはり文化財主事に頼らざるを得ないということになるので、マンパワーの不足という問題がでてくる。
- 予算は、活用の仕方によって大きく異なる。例えば、ソフト面で活用していくということであれば、それほどお経費がかからないが、ハード、例えば公開施設を作るとかというようなことであれば相応の財源が必要となる。
- 市町村の文化財の職員に、今後、必要とされるスキルとしては、コーディネーターとしての役割。文化財を街づくりとか、地域振興とか、そのよう分野へ繋げていく力が求められている。そうした人材なり部署なりが今後必要になってくる。
- 文化財の担当職員だけでは地域の文化財行政は進まないの、県の文化財保護審議会委員のような、文化財への影響力がある人が、地域にどれだけいるかということが非常に大きい。また、文化財を支え、修理をする例えば宮大工が地元にいたりとか、大きなお寺があったりすると、地域の声となって、文化財活用の取り組みを前へ進める。
- 文化財の活用の財源を確保するためには、その活用自体の効果を、もう少し財政当局に見えるようにすること。活用することで、このようないいことがあるということが分かり、意義付けがされると、活用の予算を獲得しやすい。
- 活用の目的が、お金を稼ぐとか、そうした方向にばかり重点が置かれてしまうと、財源を投入することによってどれだけ収益をあげられるのか、というような論点になりがちになる。「文化財の価値を共有化して次世代へ文化財を引き継いでいく」ための活用なのだから、やはり文化財の価値を共有化する、また担い手作りをしていくために活用に取り組むという意識で行っている。
- 常に自分の身の回りであって、あまり価値を感じてない、そういう文化財が、沢山ある。小正月行事などでも、自分たちが、極めて特殊なことを行っているのだけれど、それを感じてないというのが普通。それをどうすれば地域の人たちの財産として、感じる事ができか、誇りを持って伝えていけるようになるか、それが共有化の課題である。
- 普及や観光にウェイトが置かれがちになるが、文化財を掘り起こしてそれを地域の人たちが自信を持つことによって、地域が活性化したり、過疎化している地域の文化財の消滅を防ぐということに繋げるということが大事なこと。
- 文化財は、その時代のその地域における生活文化の象徴。過去の人たちがそれに

よって生きてきた、だからその文化財が現在の生活にどう役立つのか、どう活かされるのか。それによって地域住民が一体化する、そういう働きかけもやはり必要ではないかと思う。

- 既に意味付けられている物をこれから守り伝えていこうという視点はもちろん大事だが、それに加えて、そもそも調査もされていないし意味付けもされていないものがある。そのようなものを掘り起こし、明らかにして文化財として意義づけていく必要がある。
- 例えば有形文化財の所有者や管理者が高齢化で継承が難しくなってくると、その文化財を受け入れる空間を用意しておかないといけない。多くの場合、県立博物館とか市町村の博物館しかないが、それが、どのくらいまでキャパがあるか、物を維持していくためには必ず空間問題が生じてくる。
- 専門スキルで今一番足りていないのは、例えば図書館、公民館、様々なところで地域おこしに取り組んでいるが、全体のコーディネートがほとんどされていない。教育委員会、観光、公民館がバラバラに動いていることもある。一番大事な専門スキルは、部局を超えるコーディネーターとしての役割ではないか。
- かつて山梨県の大きな産業として生活を支えていた養蚕とか、機織りが、今はほとんど無くなり機械化され、養蚕は県内でも5軒やっているかどうか。民俗関係の資料館は豊富にあるが、今の職員の人たちが、そうした文化が、実際はどのように行われてきたのか、ということをつかっていない。そういう道具を動かして、実際に見せたり体験できるようなものも作っていく必要がある。

文化財の保存・活用に関する方向性、取り組みの方針

- 国の流れは、訪日外国人が非常に増えているという状況を踏まえ、それに沿って文化財も積極的に活用していこうという方向性がある。情報発信をきちんと行い、或いは受け入れ体制の整備をしていくというのがひとつの方向。
- よくあるのが、例えば国指定の文化財で観光客がくるところに英語表記とかは、一応はあるが、背景を知らない外国人からするとよく解らない、武田信玄とか言われても何のことか解らない。専門家のアドバイスを受けながら、表記、或いは掲示の説明をきちんとできるようにすることによって、ある程度、海外の人でも内容が解り、面白いと思える状況を目指していけば、また新たな活用面の展開が開け、交流人口の増加が生じてくる。
- 国内外への情報発信或いは受け入れ体制の整備について、文化財の表記或いは記述において、子どもやまたは外国人でも解るような説明に取り組むことも、ひとつの方向性としてある。

- 広い意味での文化遺産に該当するジオパークやエコパークは、例えば世界自然遺産と異なり、それを保存しながら活用されている。そのときに意識して提案されていることは、点としての価値ではなく、それを繋げて科学的、歴史的に活用するという。ある一ヶ所の価値がその周辺と、或いは人文系の価値と自然系の価値が連携しているという事が理解されるということ。
- また、繋がるという意味では、人文系と自然系の繋がりもあるが、市町村単位でその価値が区切られているわけではないので、そういう意味で、空間的に価値を保存して、現物を観たいという時に、市町村単位ではなく、その周辺を含めて理解できるような、そういう仕組みをこれから意識すれば、その価値を認識しやすい。
- 法の改正により、これまでの文化財保護の体制あるいは活動の転換を促す為には、どのような活用の効能があるのか、関係者が「そうか、文化財の活用は、こういう意味合いがある、こういう目的がある、だからこそ、こうしたことが必要である」「だから、ヒトやカネをそこへ投資しよう」そう思えるような、その効能を明記したら良い。
- 保存、活用に関する情報公開、共同研究について。今まで、調査研究に関する共同研究は民間、学会を含めてあるが、保存、活用、特に活用に関する様々な精査とか共同研究ということは、あまり聞いたことがない。これからは、やはり積極的に推進することが必要であり、これを具体的に盛り込む必要がある。
- 外国人旅行者が実際に来てみたら何の受け入れ体制も出来ていないということは往々にしてある。英語表記がないとか、或いは文化財そのものの紹介をしいるのに、実際に観ることができるのかどうなのかが分からないであるとか。情報発信と受け入れは表裏一体の問題、受け入れ体制の整備が欠かせない。
- 例えば、富士山であれば利害関係や文化財の価値、特性を共有する複数の自治体があるので、大綱の中で、そうした複数の市町村が地域計画を擦り合わせて調和を図るというような、そういう指針を書くことは出来ないか。

第3回策定委員会（書面会議）

文化財保存活用大綱素案について

※ 内容の確認、語句の修正等